



熊本県公報

号外第 1 3 号

平成 22 年 4 月 28 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 口蹄疫の発生に伴う偶蹄類等の移動及び搬出の制限…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第 4 9 8 号の 2

熊本県家畜伝染病予防規則(昭和 2 6 年熊本県規則第 2 1 号)第 2 条の規定により、宮崎県えびの市で口蹄疫の疑似患畜が確認されたことに伴い、そのまん延を防止するため、次のとおり偶蹄類等の移動及び搬出を制限する。

平成 2 2 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 移動を制限する偶蹄類等及び内容
生きた偶蹄類の家畜及び口蹄疫の病原体を広げるおそれのある物品の移動を禁止する。
- 2 搬出を制限する偶蹄類の家畜及び内容
生きた偶蹄類の家畜を搬出制限区域外へ移動することを禁止するとともに生きた偶蹄類の家畜の導入先において 1 4 日間以上係留する。
- 3 移動を制限する区域
人吉市矢岳町
- 4 搬出を制限する区域
人吉市(上田代町、大畑麓町、大畑町、大野町、木地屋町、西大塚町及び田野町の以北、中神町、温泉町、下林町、下城本町、城本町、駒井田町、鶴田町、北泉田町及び願成寺町の以南)、錦町(木上西及び木上南平良地区の以南)、あさぎり町(上西榎田地区、上西上永里地区日の出)、相良村(県道 3 3 号人吉水上線の以南)
- 5 移動及び搬出を制限する期間
平成 2 2 年 4 月 2 8 日から当分の間
- 6 その他、詳細については熊本県家畜保健衛生所長の指示に従うこと。